

第7回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年7月5日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和5年7月5日(水) 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年7月5日(水) 午後3時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者(なし)

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也
農林課課長補佐	宮本 忠房

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第4 議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第35号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 報告第7号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- (2) 不法投棄監視ネットワークについて

午後1時55分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。ちょっと時間もあれですけど、皆さんおそろいの方ですので、始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和5年第7回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上発言をされる場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

今回は、農地法第4条第1項の許可申請で山崎委員、基盤強化法の集積計画で内田委員が関係者ですので、議事には参与することができませんが、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等の発言は差し支えありません。また、他の案件についての意見を求めるため、最後の議決時に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（高木 謙次君） 本日は、欠席届は提出されておられませんので、早速、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さんこんにちは。春も一段落というところですけど、今、梅雨末期の大雨が続いております。どうかお気をつけいただければと思っております。

なお、もうご存じだと思いますけども、農業者年金のほうから全国6位ということで、また表彰を受けております。その際にギフト券を頂いておりますので、それは今度の研修のときに使いたいと思います。

もう一点ですけど、先月の27日に熊本県の多良木町から研修に来られました。そこでも、そのとき、対応は職代と私と2人で行いまして、手土産焼酎を何本か（「2本です」と言う者あり）2本か頂いている。それも研修のとき使いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

もう一点、先ほど徳永委員さんから研修のほうに使ってくださいということで寸志を頂きましたので、報告しておきます。（「ありがとうございます」と言う者あり）

○委員（9番 徳永 玉義君） すみません、私もちょうど牛のお産がかかっておりますので、今日もおっぱい触ったけど、まだちょっとなかごとあるけん、ちょうど1週間、10日ぐらい先かなと思っておりますので、すみませんが。

○議長（馬場 保君） それと、今日その他のほうで、またJTBが最後の説明、打合せに来る予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまから令和5年第7回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、15番、森崎茂徳委員、16番、笠原勝委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから日程第7、報告第7号、非農地判断の取消についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第31号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号23番から30番まで、8件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号23番から26番です。

申請番号23番から26番は、全て家庭菜園程度から農業を始めるため、譲り受ける案件です。

申請番号23番から26番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号23番から26番についてご質疑ありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 15番、森崎ですけど、荒木さん、えらい異常に高い、ここ宅地にされる見込みじゃなかですか。150万ということは、300万以上になる、反当たり。ほかんとこと比べて特段に値段が違う、どがんなつとるとかな。

○議長（馬場 保君） 調査会長、よろしいですか。

○委員（9番 徳永 玉義君） これは、ちょっと内容を今はっきり把握しとらんとですけど、事務局。
(発言する者あり)

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を。

○委員（8番 中川 實美君） 内田さんと荒木さんは元教員です。それで、すぐ近くなんです。それ

で、この荒木さんも、何もせんで家にぶらぶらしておられるので、家庭菜園でしたい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それは分かるとるんですけど、単価のさ、赤色と比べて極端に高い。
（発言する者あり）高く買うほうが良くはあるけど、あんまり極端に高いのは。次は30万しか。分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。（発言する者あり）

○委員（18番 林田 剛君） 10アール当たり150万で。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 10当たりで150万ね。

○委員（18番 林田 剛君） そう見えるもんけん確認してもらいよる。（発言する者あり）下に対価って書いてある。この値段がこの面積の値段。下のほうに書いてある。

○委員（17番 小筏 正治君） どっちが本当か調べて。10アール当たりの150万なのか、取引売買の価格なのか。

○事務局長（高木 謙次君） ちょっと、後ほどいいですか、報告させてもらって。

○委員（14番 東 康敬君） この10アール当たりとか、全体を入れて幾らとか、ばらばらですたい、資料が。そこはやっぱり統一をせんと誤解を招くところがあるから。事務局で書類をつくるときに、10アール当たりなら10アール当たりでこの辺を統一をして、資料に書いて。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 対価が一番分かりやすかとよ。10アール当たり幾らではなく、対価でしてくれればさ、切り捨てもいらぬ。対価に統一してくれればよかとに。

○事務局（酒井 伸也君） すみません、金額の書き方については、統一をするように注意したいと思います。（「よろしく願います」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号27番から28番です。

27番、28番ともに規模拡大のため、譲り受ける案件です。

申請番号27番から28番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号27番から28番についてご質疑がありましたらお願いします。林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） 18番、林田です。申請番号の27番は、所有権移転申請者が高来の

人になっていますが、高来の人が営農されるということですか。

○議長（馬場 保君） 笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。私の担当している案件でした。こちらは、私も最初不思議と感じたんですけど、購入される方が、もともと吾妻の方で、今は高来にいらっしゃるんですけど、毎年米を吾妻に作りに来られています。米だけということですからずっと継続して作られているので、ちょっと規模拡大ということで購入されたようです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。よろしいですか、林田委員。

○委員（18番 林田 剛君） はい、了解しました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号29番から30番です。

29番は、自宅そばのB分類になっていたところを、譲受人が解消し農家台帳に再度登録し、譲り受ける案件です。

30番は、規模拡大のため、譲り受ける案件です。

申請番号29番から30番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号29番から30番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第31号、申請番号23番から30番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第32号、農地法第4条の規定による許可処分取消願について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書5ページを御覧ください。

〔議案第32号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号1番の1件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号1番です。

申請番号1番について、申請地は、昭和55年4月30日付で一般個人住宅を建築することで許可を取りましたが、仕事の都合上、県外へ行くことになったため、建築をする予定がなくなり現在に至っております。そのため取消しをお願いするものです。

申請番号1番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番についてご質疑がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 今回は荒れ地になる。そのまま東京辺り行ったら。

○委員（18番 林田 剛君） 下に書いてある。分筆して、次の申請者を探す。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 探すて。

○委員（18番 林田 剛君） で募集して、また申請ばしますと書いてある。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） よろしいですか、森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） それでは、ご質疑がほかにないようですので、議案第32号、農地法第4条の規定による許可処分取消願について、願い出どおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号3番の1件の申請がっております。資料は別添2を御覧ください。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ここで本案件につきましては、山崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

〔5番 山崎委員 退室〕

○議長（馬場 保君） それでは、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号3番です。

3番については、申請地は農振白地、ほかの農地区分に非該当で生産性の低い農地で第2種農地と判断しました。

申請地に農機具置場及び後継者の孫夫婦も同居する状態で駐車場が手狭になったため、駐車場を整備する予定です。農振除外についても、令和4年9月2日に除外済みです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号3番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第33号、申請番号3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで山崎委員の入室を求めます。

〔5番 山崎委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 満場一致にて了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第5、議案第34号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第34号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号15番から24番まで、10件の申請があります。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号15番から17番です。

申請番号15番は、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の集団に属する農地で第1種農地と判断しました。学校法人国見学園の運動場及び駐車場への転用で、例外規定の既存施設の拡張2分の

1 以下で許可できるものと思われます。

1 6 番については、農振農用地であります。先月許可をいたしました借人の鶏舎建設に伴う通路用地として、入り口部分を大型車がスムーズに乗り入れできるよう広げる一時転用案件です。

1 7 番については、他の農地区分に非該当な農地で第 2 種農地と判断しました。平成 7 年頃から無断転用で追認申請です。

申請番号 1 5 番から 1 7 番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 1 5 番から 1 7 番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1 番 松尾 茂敏君） 議席番号 1 番、中部調査会の松尾です。

中部調査会分は、申請番号 1 8 番から 2 3 番です。

申請番号 1 8 番は、農振白地、他の農地区分に非該当で生産性の低い農地で第 2 種農地と判断しました。転用目的は、一般個人住宅です。

申請番号 1 9 番は、農振白地、雲仙市役所から 3 0 0 メートル以内にある農地です。第 3 種農地と判断しました。転用目的は、一般個人住宅です。

2 0 番は、農振農用地で用途変更が令和 4 年 2 月 8 日付で済んでおり、農業用施設への転用です。

2 1 番については、農振白地、1 0 ヘクタール以上の集団の中にある農地で第 1 種農地と判断しました。転用目的が一般個人住宅で、既存集落に接続して建設されることから、例外的に許可できるものと思われます。

2 2 番については、農振白地、1 0 ヘクタール以上の集団の中にある農地で第 1 種農地と判断しました。例外規定の集落に接続されて建設される住宅で、特に問題はないものと思われます。

なお、本申請地は、特定条件付き売買予定地として転用計画で、1 0 戸の区画で整備される予定です。

2 3 番については、先ほどの農地法第 4 条の規定による許可処分の取消願が出た農地を分筆して、奥になる 2 4 9 0 の 5 と一緒に新たな申請者が一般個人住宅を建設しようと申請されたものです。申請地は農振白地、他の農地区分に非該当で生産性の低い農地で第 2 種農地と判断しました。許可に関して、何ら問題はないと思われます。

申請番号 1 8 番から 2 3 番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんで

した。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号18番から23番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号24番です。

申請地は農振白地、ほかの農地に非該当で生産性の低い農地で第2種農地と判断しました。転用目的は一般個人住宅への転用で、近隣に住居を構える農家の娘夫婦からの申請です。

申請番号24番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号24番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第34号、申請番号15番から24番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第35号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書13ページを御覧ください。

〔議案第35号の朗読〕

議案書14ページ、整理番号1番から、議案書33ページ、整理番号31番までです。整理番号1番から3番までは、貸借に係る案件、整理番号4番から11番までは、所有権移転に係る案件、整理番号12番から31番までは、農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第35号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から3番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号4番から11番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号12番から31番についてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

その前に、2番、内田委員が関係者ですので、退室をお願いします。

〔2番 内田委員 退室〕

○議長（馬場 保君） お諮りします。議案第35号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで内田委員の入室をお願いします。

〔2番 内田委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 関係する集積案は、決定されたことを報告します。

次に、日程第7、報告第7号、非農地判断の取消について、事務局より報告を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書34ページを御覧ください。

〔報告第7号の朗読〕

議案書35ページから36ページを御覧ください。令和4年度調査でB分類と判定し、非農地通知を発出したものの、異議申立てをされた農地について、事務局で再度現地確認を行い、B分類ではないと判定した農地です。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第7号についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この前、多分、俺、調査会するとき、どのくらいでみなすかということとをさ、柿の木1本でも耕作中ですとか、それをある程度統一してくれんかなと事務局に頼んだ覚えのあつとさ、それはもう忘れたけど、全体でやっぱりある程度の統一はせん、今回苦情の来とつ

とは、ほとんど、ちょこっと開いて作りよるもんが多かともんね。それをどがんか、農業委員会で
ある程度決めるべきだと考える。

○議長（馬場 保君） 事務局、何か。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 事務局として言えないのか。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） 実は、今回この表を見て、非常に多かったですよね。だからこの間、
調査会でも、東部のほうでも、今森崎委員が言うように、そういう問題もあるでしょうし、何か統一
せんことには、ちょっとね、一、二年据え置くとか、黄色にしておくとかですよ、それは二、三年据
えようということは聞いちゃったんですけど、黄色でですね。2年か3年して、それから赤に展開し
たらどうかちゅう話はあったんですけど。やっぱりそういうことを統一せんと、これは恐らくまだこ
ういう問題は、こがに表が出るちゅうことは、これは問題ですよ。何のために回っているかです、
夏のくそ暑いのにです。だから、これちょっと考えもんじゃないかと。この間、事務局にもちよっ
と相談して、何か統一してもらえんかということは相談申し上げたんですけど、私の東部のほうから
ではですね。

以上です。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 東部調査会でも出たけど、実際農地パトロールをやって、全く見たこ
とないところがこの非農地通知でのとってくる場所もあるわけですたいね。そこら辺の行き違いとい
うのは、例えばタブレットを見て、事務局がここが赤、ここが赤という形で落としていくんじやろけ
ど、実際意見が出たの、我々も何でここが赤になっちゃうかというところも、この疑問符があるよう
なところも場所的にあるわけですよ。そこは全然見たことなかばいというようなところがですね。だ
から、そこら辺も事務局と見たところのタブレットに落とすときと図面に落とすときの手違いも幾ら
かあると思ってですね。全部が全部、そういう状態を見たわけじゃなくて、そこら辺の確認とい
うのは、もうしきらんわけですたいね。大体農地パトロールで見て、これは赤、これは黄色という形にす
るけど、その後の結果というのは、うちらも見たか分かりませんし、パトロールした我々もそういう
状態はもう分からんでした。どこを見た、どこを見たという。実際的にこの地番がどこにあって、こ
の土地じゃということは記憶になかけんな。大きく山のような赤判定やったら分かるんだけど、こ
こでも見てみれば、耕作中というのが結構出てきとるじゃないですか。こげんところを赤にしとらんと
うちらも。よそは知らんけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 一部は、畑に開いとるとか、そがもんで耕作中で、したかとげな
さ、持ち主が。だけん、どこがどのくらいまでするかということさ。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（２番 内田 弘幸君） その非農地やらが赤判定ばして出した後、異議申立てで来たとば、今事務局見て回って、そして、したちゅうことやろ。そうしたときに見に行っって、これは保全されちよるねと思っって、これは出しとっってやろけんさ。ただ、そうしたとき、一部分だけ作りよるところがあったりとかしとっってですか。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） その後に一部分、結局、開いて作るとか、そがんとこが全部言うてきよるとがそれやもんね。

○委員（２番 内田 弘幸君） 現地ば見に行っって、判断はしちよっってやろ。そうしたとき、赤判定ば出してあるところの一部分だけ作っって耕作中とかしているところがあっったわけ。

○事務局（酒井 伸也君） その荒れている中の一部分。一部分作付のところもありました。

○委員（２番 内田 弘幸君） そしたら、農業委員は全体ば見て、荒れとるということで出しとるわけたいね。一部分、その人がして、俺は耕作しよるといふとなら、その残った部分に対してはどういう指導ばしてきとっって。そこば聞きたかさね。この人が耕作中といふとなら、一部分作っって、農業委員は、見て回っって、これは赤たいと。本人は一部分作っ取る。そうしたとき、こういう勘違いが起こるけん、ここもきれいにしてくださいという指導をして、非農地通知の取消しとかはしよっってかなと思っったもんやけ。そういう指導はしてきよっって。本人が、俺はこんぐらい作っちよるし、これは耕作中だといふたとき、それは耕作中でよかばっってん、そのとき、やっぱりこんだけ農地があっるとやけん、こんだけ作るとやなくて、ここも荒れとるし、ここはきれいにしてもらうのが、こういう鑑定の出るとですよみたいな感じで指導はしてもらわないことには、また来年行けば、またわんさ、はっきり言うて。

○委員（１５番 森崎 茂徳君） いや、そういう意見さ、事務局に言わないとさ、ここでそゆけん決め、ある程度決めたばねと思っって俺言うとき。（「いやいや、決めるんだけど」と言う者あり）いやいや、判定をさ。

○委員（２番 内田 弘幸君） 荒れとればやっぱり、赤やろ黄色やろ、出すやろけんさな。そしたら、その本人が一部分作っちよら耕作していいよっって言うとなら、そこの指導はせな。（「全部やろ。全部したっって」と言う者あり）ある程度やっぱり、保全をするような方向の指導を。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 鶴崎委員。

○委員（１２番 鶴崎 高幸君） 大体、パトロールしたりして見て、おそらくこの委員会からは赤判定なりを出して、そして事務局が非農地通知を出しとっって思うとですよ。で、その非農地通知をもらった時点で地主さんは「これは大変」と言っって、一部を耕して農地にしてるんじゃないかということをおそらく言うというふうなわけですよ。それは、事務局がもう一度確認に回ったら、一部耕作をされておりましたとか。慌てて、もうやっぱり全体をきれいに農地に戻して、農地にされとっったから耕作

中となつとるって、恐らくそういう形が今しとると思うとですよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 農業委員も回ってる、一緒に。事務局だけじゃない。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） あ、そうですか。最後の確認は。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 事務局はただついていっただけ。農業委員が一緒について行って確認してる。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） そうですか。すみません、そこはまだ僕は経験がなかったの。やっぱりついて行った者が、それは経験者が言ってほしいです。

○委員（7番 草野 英治君） 私も小浜の分で一緒に行って、見ました。みんなこういう感じで見らんかなって、ほかのところは聞いたことがなかったけど。ほかのところも事務局と農業委員で行って、一緒に判断するとじゃなくて、事務局と耕作者とか地権者あたりが見て判断しようとかかなと思っ。地権者が「俺が作ったと」って言うので判断させるのかなと思ったんですけど、自分は小浜行ったけん、自分のところは自分で行って、農業委員が見るといって分かったんですけど。ほかのところもやっぱりそんな形で、農業委員と事務局行って判断しちよるということね。

○議長（馬場 保君） 大体赤判定にするでしょう。すぐ、あの非農地を出すというのは、ちょっといかなものかと思つとるがね。（発言する者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） そういう意見もあるけん、開かんとさ。そのときすぐ出しちよれば、もう赤なのかなって、そしたらいいやっ。

○委員（2番 内田 弘幸君） 今年も赤、去年も赤、その前の年も赤っていうことで3年ぐらい赤で、非農地通知を出してる。（「なつとれば、非農地通知」と言う者あり）

○事務局（酒井 伸也君） 今回出した非農地通知は、去年の夏場、7月、8月に回っていただいて、赤判定をしてもらった農地について、今年の3月に非農地通知を出している分です。

○議長（馬場 保君） ほかにいいですか。中川委員。

○委員（8番 中川 實美君） 保全管理ってなつとるけど、去年を見て赤判定を出して、また今年もパトロールのあるでしょ、そのときまったく変わらんような事態で、その次はもうそのままのよかっですかね、保全管理で、ない人なんて。（発言する者あり）

私も見に行っ、もう竹がうわってどげんもならんのと一緒のところは赤判定したんですか。そのときの見れば保全管理になっています。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） これちょっとよか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 赤判定の取消しのこれでしとるじゃないですか。

これは、タブレットはもう全部これで消していくわけ、赤判定は。

○事務局（酒井 伸也君） タブレットはもう消えます。農地外になっています。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それで、さっき内田君が言うたことでさ、やっぱりこの最終確認のときさ、全部開かれたら耕作にするよという方向であればどがんか、これを出したときにさ。そがん方向でせんば、なかなか解決せんよ。これ一部の開いて耕作しよるじゃ、どうもならん。（発言する者あり）

全部開かんごたつたらもう赤判定にすると、そのとき本人に告知してもよかったのでは。

○委員（14番 東 康敬君） 実際、地主のほうは、荒れていてもおそらく耕作するってやっぱり言う。耕作されんじやろうと。うちらが見れば分かっちゃけど、もう木の根はこうしてるのに、いや今から聞くと言って言わす。

○委員（2番 内田 弘幸君） 一部を開いたって、本人が法務局行ってさ、登記ばせん限りは非農地のまんまで判定を受け、もう一部ならもうそのまま非農地さ。その農業委員が、パトロールで赤判定にして、一部耕作していると言われても、非農地は非農地だと。割合的に荒れてるのがひどくて、一部から非農地。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 恐らくですよ、地権者が非農地通知来れば、たいて悪いことをしたと思っちゃるて。悪かと思っている。考え方が、そげんじゃなかつてば。

○委員（14番 東 康敬君） 非農地通知を出すときの今、内田さんが言いますように、農地台帳から外れるけど、登記を山林にしなかつたらあくまでも農地としては残つとるですよという理解を求めのかつて。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） すみません、この再確認については、森崎委員が言われているのは、農地パトロールのときには農業委員さんと事務局とか職員と行くと思うんですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それは一緒に行かないと。確認のときさ。これ今執行するときさ。

○事務局長（高木 謙次君） 再確認については、事務局だけで回ったということです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 事務局だけで回ったの。

○事務局長（高木 謙次君） 苦情というか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 俺は逆に言ってよ。農業委員も連れて行ってさ、これはちゃんと指示はしてほしかつたね、農業委員に。そがんせにや、事務局だけじゃ変わらんやろ。

○事務局長（高木 謙次君） ありがとうございます。

再確認というか、不服申し立て等上がってきた場合は、今回は事務局だけで確認回っているみたいなんですけれども、できるだけ農業委員さんにちょっとお手をまた取らせませうけれども、一緒に回らせていただいて、またその中で一部だけしかしてないとかある場合は、その所有者と耕作者の方に、一応農地の定義というのはこういうもんよということを、全部効率的に耕作しないと農地と言えませんということで伝えて、やってもらう。やるのか、やらないのかっていうのは……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それは事務局だけで言いにつかつていう。農業委員がおつてこそ、

農地やと。そういうのはいいですよ。

○事務局長（高木 謙次君） 一応、その辺またよろしく、また協力をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 非農地通知が出したら、俺らは農地と言って事務局に、確かにもう何年も前、いろいろ言うてきた人がおったんですが、そのときは今度は私のほうに異議申立てがあるというけん。なんが異議申立てか。言うたら本人のどこ行って、どこが農地か言うて、なんしってって言ったら、全部草刈りをしろと言うて、させたんですよ。

そして、じゃあすぐはできないから、ずっとずっとちょこちょこしていくけんって言うて。ただ、次に回ったときには、確かにきれいに、ちょっとですけど。そゆけん、やっぱり最終的には農業委員に言わせんばいかん。言うてもらわんといかん。

これは事務局、みんなが反対しとって、一時期最初は異議申立てがあったと言うて見に行くのはいが、そこは農業委員が地主さんのほうにやっぱり言うて。

やっぱり担当の農業委員と一緒に行ってほしい。

○事務局長（高木 謙次君） 議長。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局長（高木 謙次君） 今回職員だけで、時間的な部分もあって、職員だけで回っておりますけれども、今ちょっとありがたい意見を頂きましたので、来年もこういったものが出てきた際には、できれば協力いただいて……。

○委員（4番 池田 兼三君） 農地パトロールはさ、農業委員会が立ち会って判断しちよるちょけん。異議申立てが出た場合も再調査する場合は農業委員の人たちを立ち会わせて判断していくとき。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） 次回からは、そのような形でさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。3時5分から農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

午後2時55分休憩

午後3時15分再開

○議長（馬場 保君） それでは、早速、本日の協議に入ります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 農林課の宮本です。いつもお世話になっております。

私からはこの改定案の概要ということと、今度、法改正によって基本構想の新旧対照表という、ホッチキスで止めている資料になりますけれども、今回、その雲仙市の農業経営基盤の強化促進に関する基本構想の改正ということで、まずこれが黄色で書いてありますけれども、そもそも基本構想というのは何なのかというところですが、ざっくりしたところでは、雲仙市の農業の施策や担い手育成対策の指針であったり、考え方を取りまとめたものでありますけれども、下のほうに行くと、今回の改正案については、国が4月1日付でこの大元となる基本方針を法律改正を行いました。

それで、以下の2点、真ん中から下のほうについて改正を行っております。

まず、1番が「農業を担う者の確保育成に関する事項」の追加ということで、この部分については、高齢化や人口減少が本格化する中、地域の農業を担う人材を幅広く確保し、育成するために新たに盛り込まれたものになります。

具体的に、農業を担う者とは、認定農業者や認定新規就農者等、これまでの担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事していく者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を実施する者、これらのほかに、兼業農家や半農半X、定年帰農者、U・Iターン等移住者など、農産物の生産活動に直接関わっている者が幅広く該当するものとしておりますということで、今までその認定農家とか認定新規就農者担い手として位置づけておったんですけれども、今回、国の法改正で、もう少し幅広く農業者担い手を定義をつけて、担い手という呼び方を「農業を担う者」という言葉に変えて、これを地域の担い手対策に位置づけてくださいということで指示が来ております。

下のほうの2番目になりますけれども、「地域計画」に関する事項の追加ということで、この部分については、これまで地域の話し合いに基づいて作成をしてきました「人・農地プラン」を法制化して、これをさらに進化させて「地域農業の将来の在り方や、目指すべき農用地利用の姿である目標地図を明確化させ、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図ることを目的に規定されております。」ということで、地域計画が人・農地プランに変わって新たに盛り込まれたということになります。

す。

それで、別表の新旧対照表のほうになるんですけども、これが真ん中から線が引いてあって、左側のほうが現行ですね。右側が改正案になってなりますけれども、今回は、赤字のところを修正・変更を行っておりますけれども、今回の改正については、おおむね5年ごとに見直しをしてくださいとなっておるんですけども、今回は次の法改正、先ほどの2点の法改正に伴うものが主でありまして、変更内容については、国・県のほうからも助言に基づき、ひな形があるんですね。このように改正をしてくださいというひな形をもらって改正をしておりますので、農業委員会等のご意見聴取を行ってくださいとなっているんですけども、実情としては、今回はもう報告という形になりますので、そこはご了承をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら挙手の上、発言をお願いします。鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 先日の新聞かと思えますけど、どこかの市町村で担い手の育成に市のほうが賃借料とかを助成をすとかという記事が載っておりましたけれども、雲仙市のほうではそういう計画は、まだ全然何もされていないのでしょうか。企業とかの参入に対して、新規就農者とかに対しての助成だったと思うんですが、それは雲仙市では全然まだ何も……。

○議長（馬場 保君） 宮本さん。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 以前はその賃借料については、農業委員会の流動化のほうで現実にはあったわけです。それで、それが廃止にされて、新たに新規就農者に対してということで、特別にそういった新規就農者だけでもということであれば、市のこの前アンケート等をお配りしました「光り輝く雲仙力アップ事業」というのがあるわけですね。

その中とかで検討をさせていただきたいと思えますけども、アンケート等が一番変更のときの材料となりますので、この前お配りしましたアンケート等の中に、そういった要望を書いていただければいいかなと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑あれば。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） この改正案の中身ですが、この新聞報道のところを見れば、もう株式会社が農業参入農地取得というの、何か認めているという形をちょこちょこっというじゃないですか、そこら辺もこれには盛り込んでいっておるわけ。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 今回は、この改正には入っていないです。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質問ございませんか。（「私はその他で行こうか」と言う者あり）

○委員（15番 森崎 茂徳君） 農林課にさ。こういった高騰の件で、今ようやく雲仙市は申請を出せと言っているけど、南島原市なんか1か月前から来ておるんです。そして期限が今月の26日までに提出してください。あんまり短すぎて1か月、2か月じゃ全然違うというかなと思ってさ。肥料なんかの高騰。

○委員（18番 林田 剛君） これなんて、農業者申請が出ています。メーカーなり小売店が。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 個人に。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 畜産農家と飼料高騰とは……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 飼料高騰とは違う、農薬、肥料で……。

南島原市は6月の初めに来とつとさ、それが雲仙市は7月になってからで、あんまり1か月の差って大きかつちやなかろうか。商社からもそれ言われたと。「まだ来とらんね」と。

○委員（18番 林田 剛君） それなんか回覧板に入っちゃったろ、それ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そうやけん……。

○委員（18番 林田 剛君） それは農業者が申請せんでよかったい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） もう書類を出せば……。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 農業者団体とかですな……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 数量だけ出したらよかったけど、教ゆつとか、結局。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） ちょっと聞いてから、また後で報告したいと思います。

○議長（馬場 保君） よかですか。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 南島原が2か月前に来ていた。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 6月初めに。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 了解しました。ちょっと調べて、また。

○委員（15番 森崎 茂徳君） あんまり差の開きを農林課としてあれじゃなかったかね。

○議長（馬場 保君） 分かりました。よろしく願います。ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もほかにないようですので、次の、不法投棄監視ネットワークについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 不法投棄監視ネットワークについて、先日の各調査会で環境政策課の担当

が来て、説明とお願い等をしたと思うんですけども、一応、農業委員さんのほうにお願いしたいことは、日頃の見回り活動をされている中で、家電とか不法投棄を見つけたときは、ちょっと教えてくださいというお願いなんです。

もし見つけたりされたときは、事務局に教えていただければ、環境政策課のほうに事務局を通じて連絡したいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

○議長（馬場 保君） はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 今、不法投棄、家電とか何とかって言われましたけど、農産物残渣は多くないですか。すみません。

○議長（馬場 保君） 事務局長。

○事務局長（高木 謙次君） 先日、中部の調査会でかなり野菜とかの残渣の話が出たんですけども、家電とか自転車とか、そういったものについては通報もしやすいと思うんですけども、やはり農業されている皆さんが、農家の方が畑にうち込みもできないで投棄されたものを、通報するのもなかなか気が引けるような話もありましたので、事務局としては農業委員さんの各判断で通報をしていただければと思いますけれども。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 確かに農産物の残渣がこういうて、この前も調査会のほうにいろいろ言うたばってん、それからちょっと気がけて見ることになれば、「いや、やっぱりこれはどっかで止めにやでけんとかじゃなかな」って、そこに菊なら菊、タマネギならタマネギなんやかんやとずらーと山際にバーって捨ててあって、そうしたらだんだんだんだん、なんやかんや捨てよるところを見かけたもんやけん。

やっぱり何かの形でこういう人たちがいますけども、ここがごみの捨て場所の突破口になりよとかかなと思って、何の気なしにこう見よって、あれこも捨ててあると思っていろいろ見よったら、今度は下のほうになんやかんや直売所に出したときのナイロンにそげんとをぼこぼこ捨てられはしましたし、届はしましたばってん、そしたらも1か所を今度はそも菊のあいばを捨ててあったとばってん、そしたら今度は植木やら何やら知らんけど、上のところに今度は、どっかの庭の木の剪定か何かしたいか知らんけど、今度は軽トラックやったかな持ってきて、そこに今度はボンボン捨てよるけん。やっぱ、どんどんどん捨て場所になっていきよるけん……。

○委員（17番 小筏 正治君） 捨てちやるけん、捨てちやよかつじゃろうと思っとってじゃなかるうか。

○委員（2番 内田 弘幸君） 今度は農業の残渣じゃなくても、こういう剪定があるのかどうかで、そこに捨てるようになって、やっぱ、何かの形でやっぱりせんと、農業はしよるし、農業者が捨てっちょつとは通報はしよると言うたもんの、見て回って、調べて見て回ったけど、あーら、こげんところにもごみを捨てておる。一週間くらいで考えが変わりました。（笑）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

農林の宮本さんなんか、残渣についてどげん考えとらすか。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） そうですね。農業組合とか環境のほうから、そろそろ電話があつて見に行ったりして、国見のほうとか瑞穂町の山の中とかで、ちょっとあつたりするんですけども、同じようなケースで、その堆肥というかですね、牛の糞をそのまま、生で出しとってから、ああやって。

そのあたりの苦情が、年々、雲仙市が、特に愛野のほうで都市化してきて苦情が増えてきたんですけども、さっき事務局長さんが言われるのは、昔はお互いさまでしておったところがあったんですけども、農業になかなか理解が得られない人たちが増えてきて、すぐに通報という形になっているものから、我々も全てが、全て受理をするというか、確認をしながら、このくらいで苦情されてもなというところもあるんですけども、実際に、作為的にどこか穴を掘ってから捨てているような事案もありますので、そういったところは環境と連携を取って、最終的にはもう警察の民事の案件とかになるかもしれないですけど、できるだけその前の段階でお互い調整をして、農家さんに動いてもらえる、指導はしている状況です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

この件は、農業委員の皆さん、推進員の皆さん方の判断といいますか、やっぱり仲良くもしていかなつまらんし、その件もあるし、自分の土地に捨てるのはどうあるかというような考え方もあるし。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 私も近頃、鶏糞を全部降っておらんもんやけんたまつとるのさ。この雨で流れとるもんやけ、それを文句を言いに行ったらやっぱり「他のところにもあろうもん」と言われて、どうしようもなかった。やっぱりほかの者から言うてと言われて言うに行ったら、反対に、向こうで怒られたことがある。大体、うち鶏糞を取ったら、1週間以内に処分すると決めとつとけど、だんだん考えが甘くなって余ったのはそのまま持っていくと言ったもん。ビニールはかけとつとけど、やっぱり雨よけが、汁が流れて、車に引っ付くもんやけん。

○議長（馬場 保君） よかですか。上田推進員から連絡があつたらう、神代の。

○事務局長（高木 謙次君） ああ、舟とか車……あれどこね。

○委員（17番 小筏 正治君） 舟かも車も置いてある。どこね。

○農林課課長補佐（宮本 忠房君） 一応、環境のほうにつないでいます。

○委員（１７番 小筏 正治君） 環境にね。

○事務局長（高木 謙次君） はい。その日に。

○委員（１７番 小筏 正治君） この間、パトロールしよってな、車で通ってみていうたら、一応、止めるとぼってんというたら、あれ、あんのままでよかよ。

○事務局次長（内田 啓輔君） 会長、すみません。一言、いいですか。

○議長（馬場 保君） はい。

○事務局次長（内田 啓輔君） 事務局からです。このネットワークの事業は、今から立ち上がって、今からこのネットワークの中に農業委員さんも入っていただいて、今から、ああしていこう、こうしていこうというようなことが吟味されるというような部分もあるかと思えます。

まずは、環境のほうの人の狙いとしては、家庭のごみをまず監視の目を増やしたいということで、このネットワークにぜひ農業委員会の皆さんが加盟していただけないでしょうかという部分につきましては、ご賛同いただければなと思っております。

残渣の部分はどうするというのは、また、おいおいと言ったらあれですけども、まずは賛同して加盟を皆さんでしていただいて、というような部分にご賛同いただければなと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○委員（２番 内田 弘幸君） 今度は、協力はよかぼってん、今度は農業委員会で、農地パトロールをはる、百姓もんながら不法投棄ば見て回りよっとたいね。そういう目で見ると、今度は何かあったときは、「あれが言うたっばいね」ってなるとたいな。

○委員（１７番 小筏 正治君） じゃけん、役の名前ば変えないかとな。農業委員会環境課というぐらい。

○議長（馬場 保君） ただいま、事務局の次長からお願いと説明がありましたけれども、そういう形で協力をするという形によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○事務局次長（内田 啓輔君） ありがとうございます。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、その他に移ります。

事務局または皆さんから何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了しま

す。委員の皆様お疲れでございました。

午後 3 時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員